

## 所得基準について

以下の[算定方式]で算出した生計維持者の貸与額算定基準額が227,280円以下であれば、所得基準を満たします。

〔 生計維持者とは、原則出願者の父母（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）です。（詳細は別紙「生計維持者について」を確認してください。） 〕

### [算定方式]

$$\text{貸与額算定基準額} = (\text{課税標準額})^{[*1]} \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額})^{[*2]} \\ - (\text{多子控除})^{[*3]} - (\text{ひとり親控除})^{[*4]}$$

### 《注》

#### 【\*1】(課税標準額)

住民税の課税情報（課税証明書等）で確認します。  
生計維持者が2名となる場合は2名の合計額となります。

#### 【\*2】(市町村民税調整控除額)

住民税の課税情報（課税証明書等）で確認します。  
生計維持者が2名となる場合は2名の合計額となります。

#### 【\*3】(多子控除)

生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。

[例] 生計維持者が「出願者」と「中学1年生の弟」、「小学5年生の妹」、「小学3年生の弟」の4人を扶養している場合の控除額は  
(4-2)人×40,000円=80,000円となります。

#### 【\*4】(ひとり親控除)

ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。